

独立行政法人国際協力機構 2024 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく 2024 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

現在、世界はかつてない複合的危機に直面している。気候変動や新型コロナウイルス感染症による人間の安全保障と経済への打撃に加え、ロシアによるウクライナ侵攻は地政学的競争の激化や食糧・エネルギー価格の高騰を生じさせ、さらには債務問題の悪化と政治不安を引き起こしている。また、パレスチナ・ガザ地区においては人道危機が深刻化している。

機構は、この複合的な危機を乗り越えるために、開発協力大綱において我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けられた「人間の安全保障」の実現に向け、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを一層推進する。

重点領域としては、開発協力大綱の重点課題である「新しい時代の『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」に取り組む。その際、我が国の強みを活かした新たなオファー型協力など能動的協力を通じ、開発協力の戦略性強化に努める。

これらの取り組みは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）と問題意識や方向性を共有するものであり、機構の取り組みを通じて、我が国の SDGs 達成への貢献を積極的に推進する。

取り組むにあたって、機構は、持続可能な世界の実現を目指す「JICA サステナビリティ方針」を踏まえつつ、開発課題ごとに策定した JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）¹（以下「JICA グローバル・アジェンダ」という。）及び国別に策定した JICA 国別分析ペーパーを踏まえて事業を実施し、開発効果の一層の増大を目指す。

¹ 世界が直面しているグローバルな開発課題に対して、内外の事業環境の構造的な変化を踏まえ、保健医療、ガバナンス、気候変動等、第 5 期中期目標の「日本の開発協力の重点課題」（のうち（1）～（4））で設定された開発課題ごとに、現状分析、我が国・機構が取り組む意義や目標、解決に向けた取組の方向性等を記載したもの。

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- 住民はじめ、様々な関係者の利害が交錯する都市開発において、多様な主体の参画による都市開発の構想立案や、構想に基づく都市戦略及び都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を促進するための資金動員を含む開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のインクルーシブなまちづくりの促進等の事業を実施する。
- 気候変動等の地球規模課題解決に向けて都市の潜在的な貢献を長期にわたり最大化できるよう、日本の都市の強みを生かした公共交通を中心としたコンパクトな土地利用とともに、公共交通志向型開発（TOD：Transit-Oriented Development）によるウォーカブルなまちづくりの推進を図る。
- また、都市・地域開発課題に関する JICA 留学生受入や研修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成し、日本のまちづくり経験の海外発信や共有を図る。
- 各国の地理空間情報の整備段階を踏まえ、位置情報の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本地図等の整備等を行い、インクルーシブで強じんな都市の実現に向けて、それらを基盤としたデジタル技術の活用と各種都市データの利活用を通じたまちづくりにおけるデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）を推進する。
- ウクライナ等の窮状に早急に対応するため、運輸、電力・エネルギー、都市インフラ復旧、住民の生活／生業／経済再建等に関し、刻々と変わる現地情報とニーズを適時に把握し、支援策をまとめたうえで、復旧・復興に向けて、省エネ／高効率なヒーティングシステムや破壊廃棄物のリサイクルシステム等の構築のための実証事業を実施し、資金協力事業や官民連携の推進につなげる。

【指標 1-1】都市化の進行が著しい国において、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況

イ 運輸交通

- 日本政府の「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。）や「インフラシステム海外展開戦略 2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。
- 運輸交通×保健、運輸交通×ジェンダー主流化等、他セクター／パートナーと連携した案件形成を図る。その際、DX の推進等、新規分野にも積極的に取り組む。
- FOIP 地域等の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊等に係る計画策定、強じんかつ持続的なインフラ整備及び運営維持管理等、ハード・ソフト一体となった協力を展開する。

- 海上保安分野に関し、各国が有するべき保安能力、特に海洋状況把握（MDA：Maritime Domain Awareness）に係る協力の方向性及び具体的な計画を立案し、戦略的な協力実施の端緒とする。
- 質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援、持続的な財源確保、中核人材の育成等に係る活動を、産官学連携や地方リソースを活用し効果的に実施する。効率的な資源配分により多くの国の道路アセットマネジメントの課題解決を図る。
- 道路交通安全に関し、SDGs の目標である 2030 年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、デジタル技術も活用した交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良・交通管制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。民間企業等が実施する交通安全活動との連携によりスケールアップを図る。
- 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。

【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数	4 件
【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数	60 人

ウ 資源・エネルギー

- カーボン・ニュートラル（CN）に向けたエネルギー・トランジション促進のため、我が国の CN 政策・制度や次世代脱炭素技術を開発途上国に紹介し、アジアを中心とする地域でエネルギー・トランジションのための計画策定支援や人材育成に取り組む。また、脱炭素技術の開発と導入を促進するための中核人材の育成や SATREPS 等の案件形成を行う。さらに、日本と途上国の研究者の交流を通じた共同体制の強化及び研究成果の共同利用促進、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島しょ国における海洋温度差発電を中心とした久米島モデルの普及等に取り組む。加えて、エネルギーの需要側におけるエネルギー利用の効率化を促進する。
- アフリカを中心に、電力アクセス向上の観点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、水力開発やパワープール促進を進める。未電化地域においては、グリッドの延伸を阻害しないよう留意しながら、農業や教育、保健、情報通信分野の開発と連携しつつ民間事業者によるオフグリッド事業を促進する。
- 資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成や帰国研修員とのネットワーク拡充に加え、それらの人的ネットワーク及び日本の経験や DX 技術を活かした案件形成に取り組む。また、帰国研修員とともに、フュージョンエネルギーに必要なベリリウムサプライチェーン構築に向けた取組を促進する。

【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況

【指標 1-5】 資源分野人材の育成数	20 人
---------------------	------

エ 民間セクター開発

- アジア地域では、複合的危機下の経済状況において強じんな産業の育成を推進すべく、日本人材開発センター等の協力拠点も活用し、社会的インパクトの発現に貢献する起業家を含むビジネス人材、本邦企業を含む外資系企業と現地企業とのリンケージ強化や政策策定支援に取り組む。
- アフリカ地域を中心とする他地域では、複合的危機下の経済情勢において強じんな産業の育成と第 8 回アフリカ開発会議（TICAD: Tokyo International Conference on African Development。以下「TICAD」という。）で重視されている「スタートアップ支援を含む社会課題解決型ビジネス支援」の観点から、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム（スタートアップの創業や成長に対して、地域のアクターが資金や人的支援等を含む様々なサポートを提供する連携体）構築・発展のための取組（Project NINJA: Next Innovation with Japan）を推進する。また、「TICAD8 における日本の取組」に貢献すべく、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の実施等を通じ、現地企業の能力強化を支援し、日本と途上国間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。
- 環境等への負の影響を制限しつつ、多くの地域が観光を通じた自律的な成長を確保できるよう、経済成長・雇用創出等、SDGs への正のインパクトの発現を図る持続可能な観光開発を推進する。

【指標 1-6】 産業人材（民間セクター人材）の育成数	18,500 人
【指標 1-7】 競争力強化のための支援サービスを受享受した企業数	700 社

オ 農林水産業・農村開発

- 小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）アプローチを通じ、アフリカのほかアジア、中南米、中東の 50 か国以上の小規模農家を支援する。また、オンライン研修の開発・実施により、SHEP 対象国の多様化や、国際機関・NGO 等開発パートナーの人材育成やネットワーク化・連携促進により事業拡充を図る。
- コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD フェーズ 2：Coalition for African Rice Development Phase2、以下「CARD2」という。）対象国の案件形成・実施とともに CARD 事務局を通じ、国家／地域の稲作開発戦略の策定・改訂等に参画する。
- 食料安全保障リスクが高いアフリカ地域に対しては、食料・農業セクターの強じん性強化を通じた人間の安全保障の実現に向けて、2022 年度に立ち上げた「JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブ - パートナーとの協働による食と農業開発を通じた『人間の安全保障』の実現」を推進する。併せて、農業機械化

を通じた農業生産の向上を目指し、日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology : AFICAT）を推進する。

- 農家の生計向上や食料の安定供給に資するフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）について、生産から加工・流通・消費に至る各段階の付加価値を高め、包摂的かつ持続的な FVC の構築を支援する。
- 日本発の考え方である「里海創生」に基づく、行政と漁民組織による水産資源の「共同管理」、「沿岸コミュニティを起点とした水産フードバリューチェーン」といった有用知見をいかし、水産資源の持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。また、現場のグッドプラクティスの概要や実施ノウハウを体系化し、広く共有可能な「ツールボックス」として整理・蓄積・発信する。
- 小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。
- 気候変動にぜい弱な開発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を形成・実施する。
- 「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA : JICA Platform for Food and Agriculture）」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、「食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。
- 特に、令和 6 年能登半島地震で被害を受けた北陸に関し、現地の人々のニーズに応じて、里山里海を中心とした地域資源の中長期的な復旧・復興に協力する。

【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数	3.5 万戸
【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者、技術者・普及員、農家等）	5 万人

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導）

ア 保健医療

- 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に基づき、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC : Universal Health Coverage、以下「UHC」という。）の達成を目指す。協力にあたっては、以下を中心として取り組む。
- 感染症対策の強化に向けて、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。
- 質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。
- 医療保障制度の整備をはじめとする UHC の達成を目指した保健システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに

に、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。

- ・ ウクライナに対し、医療施設・機材等の被害状況並びに支援ニーズを迅速に確認し、緊急的に必要な医療サービスの復旧・改善を推進する。また、ウクライナ周辺国支援として、モルドバにおいて医療機材の維持管理体制の強化を支援する。

【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数	120 万人
【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況	

イ 栄養

- ・ 2021 年 12 月に開催された東京栄養サミット 2021 の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA 栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携を強化する。
- ・ 「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA : Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。)においては、各国政府・地域経済共同体(RECs)・開発パートナーとの連携や JICA 海外協力隊との協働により、アドボカシー推進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。

【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数	850 人
【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況	

ウ 教育

- ・ 質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に取り組む。また、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を進める。さらに、教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者、並びに紛争等により避難を余儀なくされた子ども等への教育機会の拡大、質の高い教育の提供を図る。
- ・ 加えて、ウクライナに対し、遠隔教育施設、対面授業が再開した学校、及び職業訓練校への機材の整備等を通して、緊急的に必要な教育サービスの復旧・改善を推進する。
- ・ 高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を通じて、高度人材育成を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに

拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、留学生も含める形での共同教育プログラムや開発途上国の科学技術の活用、SDGs の達成に寄与する外部機関との協働・共創を通じた共同研究等の連携を促進する。また、産学連携を推進するとともに、オンラインの活用を通じた質を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。

- 教育セクター全体では、「教育協力プラットフォーム」において、大学有識者、コンサルタント、NGO/NPO、民間企業、国際機関等と連携し、これまで開発した教科書や教材を「国際公共財」として発信するとともに、教育セクターの知見共有・共創、人材育成、現場レベルの連携に取り組む。

【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数

106 万人

エ 社会保障・障害と開発

- 社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や実施を支える行政官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。
- 各国で社会的弱者への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、社会的弱者が経済的にも社会的にも自立した生活基盤を確立できるよう、社会保障政策に加えて雇用政策も踏まえた協力に取り組む。また、社会的弱者の支援を担う人材の拡充を図るべく、福祉人材の育成に係る事業を推進する。
- 障害と開発分野では、「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」と「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ、障害者が受益者または実施者として開発の一連のプロセスに参加することを保障する障害の主流化」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。
- 「障害に特化した取組」では、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進、デジタル技術を活用した障害者の情報アクセシビリティの改善等に係る事業を推進する。
- 「障害の主流化」の事業面においては、インクルーシブな視点を組み入れた防災や保健の取組を支援する等、多様化するニーズに対応し他分野との連携事業を推進する。

【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況

オ スポーツと開発

- 日本の官民連携によるスポーツ国際貢献事業「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」の取組を踏まえながら、開発途上国におけるスポーツ行政の能力強化や競技の普及・強化等によるスポーツへのアクセス向上、体育教員の育成や指導書作成等によるスポーツを通じた健全な人材育成、障害者スポーツの普及やスポーツ大会開催等によるスポーツを通じた社会包摂や平和の促進に資する

事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。

- 事業の更なる推進のために、国内外の事例や開発途上国のスポーツの現状と課題等を調査したうえで案件形成を行う。

【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況

(3) 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

ア 平和と安定

- 紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を含めた政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、社会的結束の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾、紛争影響地域での心理社会面での支援等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。さらに、国際秩序の維持に資する協力を追求する。
- ウクライナ及び周辺国については、緊急支援をはじめ情勢を踏まえた適時の支援、特に復興支援やその前提条件となる地雷・不発弾対策に係る取組を推進する。また、イスラエル・パレスチナ情勢を踏まえて、パレスチナ及び周辺国への支援を推進する。
- さらに、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援、パキスタンのアフガニスタン国境周辺地域における地方行政能力の向上支援、TICAD8 を踏まえたサヘル地域及びアフリカの角地域支援、エチオピアの平和と安定への貢献等を進めるとともに、人道・開発・平和のネクサスに関しては、グローバル難民フォーラムでの日本政府のプレッジを踏まえ、難民・避難民受入国・コミュニティ、難民・避難民自身の能力向上支援等に取り組む。加えて、カンボジアを中心とするネットワークをいかし、地雷・不発弾対策機関等の機能強化を支援する。

【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況

イ 法の支配・ガバナンス

- 民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP 等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間の安全等に関わる能力の強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、汚職対策、中央及び地方行政の機能の強化と人材育成を支援する。
- 特に、日本 ASEAN 友好協力 50 周年を踏まえた ASEAN 地域の司法機関を対象とした研修、及び第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）に向けたガバナンス分野の研修の立ち上げ、「ビジネスと人権」の促進、インドネシアの犯罪抑止やアフリカ・中米での地域警察強化、海洋に関する国際公法の人材育成や海上保安

機関等の機能強化、ウクライナの公共放送局の機能強化等に取り組む。

【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況	
【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）	105 人

ウ 公共財政・金融

- 国民の生活の安定と向上、経済の安定と成長、資源の効率的配分の基盤として、歳入強化を含む国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。また、開発途上国のニーズに寄り添った、気候変動対策に考慮した公共財政管理（Sustainable finance 等の新領域を含む）支援を開始する。
- アジア地域を中心に、FOIP を踏まえつつ、税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援（メコン地域の複数国を対象とする技術協力プロジェクトの立ち上げ・実施、及び地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の推進と日本 ASEAN50 周年を踏まえた ASEAN 連携研修等）を実施する。
- また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進、第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）を見据えたワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP: One Stop Border Post）の推進及び税関行政の強化、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）と連携したアフリカ各地域における税関人材の育成等の取組を継続する。さらに、税務分野のアフリカ域内向けの第三国研修の実施の支援や、債務管理強化等の財政基盤の強化に向けた支援を実施する。
- 大洋州地域では、国家財政の基盤強化と税関近代化支援を通じた歳入強化を目的とし、債務状況が悪化している国々に対する債務管理や資源収入管理等を強化する財政基盤強化に向けた取組及び PALM10 を見据えた大洋州地域に対する歳入強化（関税収入強化）に向けた税関能力強化支援を行う。

【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況

エ ジェンダー平等の推進

- 機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、実施中の事業でのジェンダー平等に向けたモニタリング・評価の強化、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。
- ジェンダーに基づく暴力への対応及び女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。ジェンダーに基づく暴力への対応に関しては、特に女性・平和・安全保障（Women, Peace, Security、WPS）へ貢献すべく、紛争影響国等にお

ける取組を強化する。また、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）に貢献する取組を行う。

- 紛争や災害の影響を受けた国に対する復興と開発に向けた協力において、WPSの視点に立った取組を推進する。その際、日本の知見や経験の活用、更には国際協力を通じて培われたノウハウの日本国内への環流といった側面にも留意した取組を進めていく。

【指標 3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	30%
【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）	38%

オ デジタル化の促進（DX）

- 開発途上地域の社会のデジタル化、DXの促進を支援するために、その基盤となる ICT・デジタル人材及び産業の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT 環境整備及び自由で安全なサイバー空間の構築に資する事業を実施する。
- サイバーセキュリティ分野の支援については、事業が拡大している ASEAN 及び周辺地域を中心に、各国で実施する案件間の連携や他ドナー・国際機関による関連する取組との連携を促進する。
- 日本と開発途上国の互恵的な産業発展を念頭に、ICT・デジタル産業の育成に関する事業の立ち上げを推進する。
- 開発途上国の宇宙機関等の能力向上に関する協力や事業を通じて宇宙技術・衛星データの利活用を推進する。
- 2022 年 3 月に策定された JICA DX ビジョンに基づき、事業におけるデジタル技術の活用、外部共創の推進、データ利活用等に全課題分野において取り組み、高い開発インパクトの創出を図る。

【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等）の育成数	200 人
【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況	

（4）複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

ア 気候変動

- 日本政府による 2050 年カーボン・ニュートラル宣言及びこれまでの国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）締約国会議（COP）における気候資金のコミットメントや議論を踏まえ、開発途上国のネット・ゼロ社会の実現及び気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を一層推進する。
- 全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指し、整合プロセスの準備を進める。
- 協力を進めるにあたっては、パリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策に沿った協力を戦略的に実施する。

- パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、開発課題の解決（開発便益）を図ると同時に、様々なセクターにおいて気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット・アプローチを推進する。
- UNFCCC の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF: Green Climate Fund、以下「GCF」という。）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。
- COP29 においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。

【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数	2,000 人
【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況	

イ 自然環境保全

- UNFCCC COP28 や国連生物多様性条約（CBD: Convention on Biological Diversity）COP15 の「昆明モントリオール目標」も踏まえ、気候変動対策や生物多様性保全への貢献を念頭に、自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。
- スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び GCF、「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI: Central African Forest Initiative）」等外部資金・寄付金の活用を促進する。
- 森林伐採の警戒・監視に係る衛星画像・AI の活用を含め、自然環境保全分野における DX・STI（Science, Technology and Innovation）を促進する。
- UNFCCC COP29 や CBD COP16 等においてサイドイベントを企画し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有する。
- 生物多様性の主流化に関する潮流、日本国内の経験・動向および各ドナーの動向把握・分析を通じて、JICA における主流化の取り組みやプロセスの検討を進める。

【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数	1,000 人
--------------------------	---------

ウ 環境管理

- 「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI：JICA Clean City Initiative、以下「JCCI」という。）」を推進し、自治体の持つノウハウや民間企業の技術、外

部資金の導入、大学の学術的な知識等様々なパートナーとの連携でコレクティブ・インパクトの発現を目指す。また、廃棄物、水質汚濁、大気といった個別の汚染対策のみならず、政策レベルで都市環境の包括的な改善を促すべく意思決定層への働きかけを強化するとともに、住民参加等の取組も講じ、多層的なアプローチを試みる。

- JCCI の広域連携に係る取組として、TICAD8 の成果を踏まえつつ「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP: African Clean Cities Platform、以下「ACCP」という。)」を推進し、廃棄物管理事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進する。
- クラスター²事業戦略（環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現）に基づき、開発シナリオに沿った案件の形成・実施、多様なスキームの総合的な活用、域内連携等のスケールアップを促進する。
- 気候変動対策にも貢献するコベネフィット型事業や DX 技術の活用を通じた新機軸事業を促進する。

【指標 4-4】環境管理行政官の育成数	2,000 人
---------------------	---------

エ 水資源・水供給

- 「熊本水イニシアティブ」等も踏まえ、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等に向けた事業を実施する。
- SDGs の達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援を実施する。
- 地域の水資源を巡る利害関係の対立を解消し、関連する複数のセクターを総合的に考慮に入れて、地域の水問題を継続的に解決できる状態を作るため、地域・流域レベルでは水資源管理に責任を負う主体と、利害関係者の合意形成メカニズムの強化に協力し、全国レベルでは統合水資源管理を推進する政策・制度の導入を支援する。

【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況	
【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数	育成人材数：0.7 万人 給水人口： ※注

※注：年度毎の目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第 5 期中期目標期間全体を通

² JICA グローバル・アジェンダ（以下 JGA）の枠組みの中で、効果的・効率的な目標達成及び外部資源動員による開発インパクトの拡大を目指す「事業のまとまり」。クラスター事業戦略では、データやセオリーなど定量的・定性的な根拠（エビデンス）に基づいた開発協力のシナリオを提示し、プラットフォーム活動等を活用しながら開発効果の拡大を目指す方針を策定する。

した目標値（5年間で1,100万人）の達成状況を測る。

オ 防災・災害復興

- 日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組 2015-2030」の人的及び経済的被害の削減のターゲットの達成に貢献する。このために、災害リスク削減に貢献する事前防災投資の実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、「より良い復興」（Build Back Better、以下「BBB」という。）を推進する事業を形成・実施する。また、これまでの成果や方向性を国連等の主催する国際会議等において発信する。
- 防災インフラ等の構造物対策所管組織が、自己予算で自立発展的に災害リスク削減のための事前防災投資を拡充し、それらインフラを維持・運用していく能力を強化する。また、総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた包括的な防災推進体制の確立に向けた支援を行う。
- また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、気候変動等の影響も考慮した根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなく BBB の理念に基づき、強じんな国・地域づくりが継続できるような支援を行う。

【指標 4-7】 防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数	1,000 人
【指標 4-8】 事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数	4 件

(5) 地域の重点取組

ア 東南アジア・大洋州地域

- 東南アジアについては、FOIP 及び「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック協力のための共同声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。
- 特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊に係る連結性強化、域内及び各国内の格差是正、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱えるぜい弱性への対応等への協力に加えて、東ティモールの加盟支援も含む ASEAN 共同体との連携等の地域的広がりのある協力の推進等を重点領域として支援する。急速に変化する同地域の新たな開発ニーズに柔軟に対応するため、民間企業をはじめとする内外関係者との連携を強化する。
- 2023 年 9 月発表の包括的連結性イニシアティブ及び 12 月の日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議において日本政府が発表した共同ビジョン・ステートメント及び実施計画を踏まえ、上述の各分野に加えて人材育成、官民連携、知の

共創、電力、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを始めとした保健、防災、サプライチェーン強じん化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い分野で信頼の構築と共創の推進を意識した協力を強化し、対外発信にも努める。

- ミャンマーについては、現地情勢や人道状況等を踏まえ、日本政府の方針の下、人道支援の実施を追求するなど適切な対応を行う。
- 大洋州地域については、2024年に開催される第4回国連小島嶼開発途上国会議及びPALM10を念頭に、2022年7月の第51回太平洋諸島フォーラム総会で採択された「青い太平洋大陸に向けた2050年戦略」で示された重点項目も踏まえた事業の形成及び進捗を図る。
- 特に、小島嶼国の脆弱性に留意し、気候変動対策として防災体制の強化や再生可能エネルギーの導入促進、連結性の強化、産業振興や海洋関連協力、社会サービスの改善に係る協力を実施する。これらと併せて自治体連携や長期研修等を含む人材育成・人的交流の支援にも取り組む。
- 限られたリソースの中で効果的な協力を実施していくためにも、2022年6月に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」を含む幅広い様々な開発パートナーとより緊密な意思疎通、連携強化を図る。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、若手行政官や技術分野の幹部・高度産業人材等の人材育成、保健医療システムの強化を重点領域として協力に取り組む。
- モンゴルでは、健全なマクロ経済の実現に向けた公共財政の強化、行政官及び高度産業人材の更なる育成、デジタル・ICTや農牧業等の産業の多角化、都市インフラの整備に資する協力に取り組む。
- 中央アジア・コーカサス地域では、ウクライナ危機による地域経済への影響を踏まえ、「中央アジア+日本」対話・首脳会議を見据えて、「カスピ海・中央回廊」をはじめ域内及び他地域との連結性強化に資する広域連携や、市場経済化推進のための財政支援等に取り組む。また、従来の電力、運輸、農業、ビジネス振興、保健医療等を重点としつつ、質の高いインフラやDX、気候変動対策など日本政府の重要政策を踏まえた有償及び無償資金協力、さらには高度人材の育成や外国人材受入に資する技術協力の形成・実施を目指す。
- 中国については、2022年3月末でODA実施が終了した。「日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識のもと、（中略）開発分野における対話や人材交流などの新たな次元の日中協力を推進する」（2020年版開発協力白書）という日本政府の考えを踏まえて、引き続き機構としての役割を果たしていく。

ウ 南アジア地域

- 「強じんな社会システムの構築」に向け、インフラ整備、貿易・投資環境整備、

平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等に係る協力を行う。

- 協力にあたっては、質の高いインフラ協力、FOIP、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ戦略的パートナーシップ」等の日本政府が推進する政策を踏まえ、他ドナー・国際機関、民間企業とも連携しつつ、多様な課題に対して技術協力・有償資金協力（円借款、海外投融資）・無償資金協力等のスキームを柔軟・有機的に組み合わせて案件形成・実施を推進する。
- また、JICA 開発大学院連携等を通じた人材育成及び人的交流の促進を継続・強化する。
- アフガニスタン、スリランカ等、紛争や自然災害、債務問題等の影響を受けている国については、情勢を踏まえつつ、日本政府の方針の下、国際社会とも協調しながら、人道的な見地を踏まえた支援や復興支援、債務問題への対応などについて適切に検討・対応する。

エ 中南米・カリブ地域

- 「日・中南米連結性強化構想」を推進する観点から、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等を重点領域として協力を行う。
- 特に、ポストコロナの社会・経済の復興と発展のための保健医療、教育、観光、農業・水産業、スタートアップ事業の支援を行うとともに、地球規模課題に対しては水素や地熱によるクリーンエネルギー支援、気候変動及び防災分野での支援を行う。
- また、移民問題に関し、発生要因の抑制、受入社会の統合等を目指した取組を域内パートナーとの共創も念頭に進める。
- 中南米地域との「パートナーシップ」の進化を図り、「広域アプローチ」を通じた多様なパートナーとの「共創」と外部資金の導入による開発効果やインパクトの拡大、協力規模の拡大につなげる。
- 米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構（SICA: Sistema de la integración Centroamericana）、カリブ共同体（CARICOM: Caribbean Community）、米国等の域内開発パートナーとの連携枠組をいかした事業展開、DX 技術の活用及び新産業の担い手等民間企業との協働、JICA 開発大学院連携を通じた中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。

オ アフリカ地域

- TICAD8 にて発表された「チュニス宣言」の「経済」「社会」「平和と安定」の3分野を引き続き軸として、同じく TICAD8 にて発表された「日本の取組」に貢献する取組を進める。
- 具体的には、自由で開かれた国際経済システムの強化や、保健、教育および防災を含む気候変動対策、さらに、紛争予防・平和構築やコミュニティの基盤強化等

の取組を推進する。チュニス宣言では、共に成長するパートナーとして「人への投資」の重要性が確認されており、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（通称、ABE イニシアティブ）」を中心とした長期研修員等を通じて、日本の知見活用や知日派ネットワークの形成をしつつ、アフリカの経済開発を担う人材育成に取り組む。

- また、2025 年の TICAD9 に向けた準備を進め、中長期的な対アフリカ協力の方向性を検討し、国内外の政府・開発パートナー・民間セクター・大学等との幅広いアクターとの対話や連携を進める。G20 への加盟が決定し、国際社会における影響力・発言力を高めるアフリカ連合（AU）が策定した長期的ビジョン「アジェンダ 2063」に貢献するためにも、大陸横断的課題（アフリカ大陸アジェンダ）解決に資する取組も進める。
- 2024 年のアフリカ関連主要外交日程（TICAD 閣僚会合、G7 プロセス等）を見据え、上記取組を推進するとともに対外発信を行い、国内におけるアフリカ地域に対する関心の喚起や同地域に対する協力の理解促進に向けた取組を進める。

カ 中東・欧州地域

- 人間の安全保障の確保、包摂的な質の高い成長に向けて、複合的危機（地政学的危機、新型コロナウイルス危機、気候変動危機等）に対応する戦略的支援を遂行し、日本の政策・開発経験や日本らしさの共有を推進する。
- ウクライナについては、日本政府の方針の下、ウクライナ政府のニーズを踏まえつつ、三つの柱からなる支援、具体的には 1)国家基盤支援、2)ウクライナ避難民及び受入れ周辺国支援、3)復興・復旧支援、を迅速かつ柔軟に推進する。日本ウクライナ経済復興推進会議の成果を踏まえ、日ウ両国の民間企業との連携を進める。また、各種支援会合の機会をとらえて、これまでの成果及び今後の支援に関する発信を強化するとともに、開設したウクライナ事務所の体制強化により日本のプレゼンスを高める。
- パレスチナ（ガザ）については、現地情勢に留意しつつ、周辺国（エジプト・ヨルダン）も含めた現地のニーズを踏まえ、日本政府の方針の下で緊急支援から復旧・復興へのシームレスな支援を迅速かつ柔軟に推進する。
- トルコ南東部地震について、トルコ政府や開発パートナーを含む関係者との対話を重ねつつ、復旧・復興支援を迅速に推進する。
- COP28 の成果を踏まえ、気候変動対策に関し、日本政府の推進する各種政策の目標達成に資する案件形成・調査を実施・継続する。
- 紛争の長期化により深刻化するシリア難民問題については、ホストコミュニティ支援及び JICA 留学生受入を引き続き実施する。
- 日本の政策・開発経験や日本らしさの共有の推進を図る取組として、JICA 留学生・研修員受入、JICA チェアの拡大・継続、日本の地方自治体との連携、エジプトにおける日本式教育の普及・定着等を図る。
- TICAD8 にて日本政府が発表した日本の貢献策の達成に向け、北アフリカ地域

の案件形成及び実施を推進するとともに、TICAD9に向けた貢献策の検討にも取り組む。

- ・ 日本政府の「西バルカン協カイニシアティブ」に基づき、防災、中小企業振興、環境等の課題への各種支援を実施する。

【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況	
【指標 5-2】 JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	140 件

(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

- ・ JICA 開発大学院連携・JICA チェアを更に推進し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することにより、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。
- ・ 引き続き、安倍総理（当時）が発表した目標「2,000 人の留学生在が学んでいる状態」を維持、増強する。
- ・ また、我が国の開発経験を伝えるため拡充したコンテンツの活用を促進し、JICA チェアを海外の大学等研究機関との連携を通じて推進の上、拠点数の拡大を図るとともに、安定的な実施を推進する。
- ・ 加えて、帰国留学生との関係性の維持・発展に向けて、留学生データベース等の構築・活用を推進する。

【指標 6-1】 JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	1,300 人
【指標 6-2】 JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況	

(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

- ・ 開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等）を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。
- ・ 特に、民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善によって、SDGs 達成への貢献に積極的に取り組む企業への連携事業の裾野拡大・連携強化に取り組むとともに、採択された案件の進捗管理を行う。また、開発インパクトの最大化に向け、JICA グローバル・アジェンダにおける連携をはじめ JICA の多様な事業での民間企業の巻き込みを促進する。さらに、連携強化に向けて人材育成を推進し、インフラ海外展開を含む我が国企業の開発途上国での活動が円滑に行われるよう支援するとともに、地方創生に資する取組も促進する。

【指標 7-1】 協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用	95 法人・団体
---------------------------------------	----------

した法人・団体数	
【指標 7-2】 開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルティング企業数	880 法人・団体

(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献

ア JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）

- ・ 国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）を実施する。
- ・ 任国の治安など隊員派遣の環境が悪化しないことを前提とし、2024 年度にコロナ前の水準である隊員派遣規模の実現を目指す。また、2025 年度以降に関しても適切な事業規模となるよう、案件形成、募集・選考、派遣前訓練に取り組む。そのために、SNS 等を積極的に活用した幅広い層への情報発信の強化、連携派遣の推進、派遣までの期間短縮等、各種制度改善や事務の合理化等を推進する。また、派遣前・派遣中隊員の支援や、帰国隊員とのネットワーク強化においてもデジタル技術等を活用し、事業全体の DX を一層推進していく。
- ・ 日本国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、日本国内の各種団体等との連携を強化し、グローバルプログラム、奨学金制度、無料職業紹介事業、帰国隊員向けの起業支援、帰国隊員間のネットワーキング促進等を通じて帰国後の社会還元を推進する。
- ・ 開発途上地域での活動に加え、それを通じて日本の主として若者を育成し、彼らの経験を日本社会に還元することで、国内にも貢献するという事業のありと成果を積極的に発信する。これにより派遣中隊員及び帰国隊員間に社会還元への機運を醸成しつつ、広く国民の理解と支持を得るべく取り組む。また、このあり方も含め事業の更なる改善と合理化に係る検討を進める。

【指標 8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況

イ 外国人材受入・多文化共生

- ・ 移住による開発途上地域の経済発展への貢献、移住労働者の課題解決及び日本における外国人との共生社会構築に向けた取組を積極的に支援する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び開発途上地域の政府関係機関、国際機関等との連携に取り組む。
- ・ 共生社会構築支援に関しては、地方自治体や民間企業等と連携し、JICA 海外協力隊経験者の活躍機会拡大、国際協力推進員の配置、学校現場での開発教育の支援等により外国人の社会参加及び日本人の多文化共生への理解を促進し、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるよう人材育成に取り組む。また、「責

任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」との協働等を通じ、企業等による外国人労働者の課題解決を支援する。

- 特に、令和 6 年能登半島地震の被害を受けた地域における在留外国人支援等の協力に重点的に取り組む。
- 主に開発途上地域では、外国人材受入れ制度の今後の在り方も踏まえて、適正な送出しと受入れを支援するための情報提供体制の強化、労働政策を所管する府省等や日本語教育支援を含めた教育訓練機関等の能力強化、技能人材・ビジネス人材の育成等のため、技術協力及び資金協力事業並びに民間企業、地方自治体、NGO 等による提案事業の形成・実施を促進する。

【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	40 団体・企業
--	----------

ウ 地方自治体との連携

- 地方自治体の行政の知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、開発途上地域等における事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- 中でも、自治体の SDGs 計画策定を支援するほか、草の根技術協力事業実施による開発協力活動を通じて地域の国際化及び海外展開を支援する。
- 特に、令和 6 年能登半島地震の被害を受けた地域に在留する外国人への支援を含む復興・生活再建支援に自治体・NGO 等と連携して取り組む。

【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況

エ NGO/CSO との連携

- NGO/CSO が有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域等のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO との対話及び能力強化研修等を実施する。
- 現地情報の提供等により、各 NGO/CSO の事業実施を支援する。

【指標 8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数	500 人
【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況	

オ 大学・研究機関との連携

- 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業の実施を通じて連携を強化する。
- JICA 留学生の来日を推進させ、学びの機会を確保するとともに、大学や研究機関の国際化にも貢献する。
- 科学技術外交推進会議での議論も踏まえ、科学技術協力事業等を通じて開発途上地域と日本との連携を拡大し、国際頭脳循環に貢献すると共に、地球規模課題

解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。

【指標 8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況
--

カ 開発教育

- 世界が抱える課題や多様性、我が国と世界とのつながり等について、児童生徒を中心とした市民による理解および課題の解決に向けた取組への参画を促進し、地域社会における多文化共生を推進するため、研修や出前講座等の実施、教材制作・普及などを通じた開発教育の促進を支援する。
- 小・中学生及び高校生に向けた取組では、特に教育委員会との連携強化を図りつつ、他の教育関係機関、NGO 等とも連携して効果的に事業を推進する。加えて、大学生への働きかけを通じた裾野の拡大に取り組む。
- 従来の取組に加え、デジタルツールやオンラインを効果的に取り入れた事業展開や情報発信に取り組み、開発途上地域や国際協力の現場をより体感できる機会を提供する。
- 開発教育支援事業が国際協力の担い手の裾野拡大にどのように貢献しているのか、アウトカムの分析を行う。

【指標 8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	1.3 万人
------------------------------------	--------

キ 日系社会との連携

- 中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。その際、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込み、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられる活動を重視する。
- 特に、日本の地方自治体や企業等と日系社会の連携促進、中南米における日系社会を通じた日本理解の推進、海外移住資料館での国内若手日系人のキャリア支援等に取り組む。また、テーマ別評価を踏まえ、これまでの事業成果の検証と今後の事業成果を測る指標の設定にも取り組む。

【指標 8-8】日系社会研修参加人数	140 人
--------------------	-------

(9) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- 国内外における機構の活動及び成果について、広報重点テーマ等を活用し、ターゲット層に応じた有効な広報媒体を利用して国内外に発信する。
- 国内外メディアを中心に社会的影響力のあるオピニオンリーダー向けの広報を引き続き強化するとともに、外交機会や ODA70 周年といった周年行事等を活用し、開発協力大綱に基づく開発協力の必要性や目的、機構の取組や成果・効果を発信し、開発協力の意義や機構及びその活動の価値について理解と信頼を高め

る。また、内閣府の外交に関する世論調査結果に見られるように、近年、開発協力への支持が低下傾向にあり、特に若年層の支持低下が顕著であることを踏まえ、若年層を対象にした発信を強化する。

- ・ 国民全般に対しては、ウェブサイトのコンテンツ充実化やタイムリーな SNS 発信を引き続き進め、情報提供の一層の充実化を図る。

【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数	130 件
【指標 9-2】SNS アカウント（日本語・英語）エンゲージメント数	34.2 万件

イ 事業評価

- ・ 2021 年度から適用された新評価基準に基づき、PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を対外発信する。
- ・ 事業改善や効果向上のため、事業評価や総合的・横断的分析、評価手法改善の取組から得られる教訓・提言を次の事業の形成や実施時に活用することで、事業費・事業期間のより適切な設定を含む、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善を図る。
- ・ 事業評価の質の向上のため、大学等の外部有識者の助言を取り入れ、多様な主体と連携した評価の実施・分析を推進する。
- ・ クラスター事業戦略に基づく新たな事業マネジメントの導入及び生成 AI 等デジタル技術の事業評価における利活用に向けた各試行的取組の進捗を踏まえ、事業評価の手法の整理・検討を推進する。

【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）	5 件
--	-----

ウ 開発協力人材の育成

- ・ 開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。人材の裾野拡大については、2024 年度稼働予定の新 PARTNER システムと連動させた SNS を活用し、特に若年層の PARTNER 登録・利用の促進、国内機関や国際キャリア人材の養成確保に取り組む団体とも協力しながら大学との連携を含めたキャリア形成支援に係る情報発信の強化に取り組む。また、新 PARTNER システムを活用し、登録人材の志向に合った情報提供を適時に行い、開発協力人材のキャリア構築を長期的に支援する。加えて、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人に対してインターンシップの機会を提供・促進する。
- ・ 重要分野における人材養成については、当該分野における機構事業の中核を担う高度専門人材の育成を行うことを目的に、海外の教育機関等における学位取

得機会を引き続き提供する。また、一定の専門性や実務経験を有する開発協力人材に対しては、機構事業への参画を前提とした実践的な知識や技能の習得に重きを置く能力強化研修をより参加しやすい形態で実施し、SDGs の達成や JICA グローバル・アジェンダの実現等に貢献できる即戦力人材の育成を行う。

【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	8,200 人
【指標 9-5】能力強化研修の参加人数	437 人

エ 研究

- 「平和と開発のための実践的知識の共創」という機構緒方貞子平和開発研究所ビジョンのもと、事業の質の向上及び開発協力をめぐる国際潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信に取り組む。
- 具体的には、人間の安全保障、質の高い成長、FOIP をめぐる国際政治、UHC、気候変動対策、多文化共生、平和の持続等の今日的な課題や脅威に関する研究を行う。また、日本の開発経験や事業の効果検証に関する研究、ポスト SDGs を展望しつつ SDGs の戦略的推進に資する研究を継続する。加えて、人間の安全保障の実現に資するため、複合的危機をテーマとするフラッグシップレポート「今日の人間の安全保障」第2号（英語版）をとりまとめ発信する。
- 研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、論文、書籍等に加え、オンラインセミナーや動画コンテンツ等の多様な媒体で発信する。特に、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、内外の開発協力実務者、研究者や政策担当者等に広く、効果的に研究成果を共有する。また、ODA70 周年記念事業において研究成果を発信する。さらに、研究に関する機構内の情報発信や事業部門と研究部門の連携を強化することを通じ、研究人材育成にも取り組む。

【指標 9-6】研究成果の発刊件数	60 件
-------------------	------

オ 緊急援助

- 2023 年 2 月のトルコ南東部を震源とする地震において、激甚化する災害に対してフルスケールのオペレーションを展開した。右経験を踏まえ、活動の質、発災後の応答体制を維持・向上させるとともに、これらを支える実施体制の強化に取り組む。また「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の基礎を踏まえ、関係機関や防衛省・自衛隊との連携体制の維持・強化を図り、一層の展開力向上を図る。
- 救助チームに関しては、2022 年度に国連国際搜索救助諮問グループ (INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group) によるヘビー級の再認証を取得した。右過程及び上記地震に対する派遣で明らかになった課題を踏まえ、各種手技、隊の指揮運用、現地活動指針、国際調整機能の一層の強化、研修・訓練プログラムなどの点検・見直しを実施し、より質の高い活動を指向するとともに、一人でも多くの被災者を救出できるよう、チーム基盤の強化を図る。また、国際

場裏における議論を踏まえ、気候変動による災害の多様化、激甚化への対応に関し、関係機関間の議論を進める。

- 医療チームに関しては、トルコ南東部を震源とする地震において、初めて緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team）タイプ2（入院・手術機能を含む医療展開）による支援を展開した。また、2023年に世界保健機関（WHO）による国際再認証を取得した。これらを通じて得られた教訓と課題を踏まえ、タイプ2のさらなる運用・展開能力の向上、一層の登録人材の確保、資機材の充実と緊急調達体制の強化、活動指針の一部改訂と隊員の訓練錬成を通じた実践を行い、より質の高い医療サービスを展開できるよう基盤強化を図る。
- 感染症対策チームに関しては、近年の国際的な感染症の流行の状況と、これに対する国際社会の動向を踏まえ、より適切な対応、展開が可能となるよう、チーム運用のあり方を検討していく。
- 我が国の国際緊急援助を迅速、適切に展開すべく、国際調整枠組みにおけるプレゼンスを維持するとともに、国際場裏をリードすべく積極的取り組みを行う。搜索・救助、災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、我が国の被災体験、緊急援助の知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国際的なネットワークを維持・強化する。
- 緊急援助物資の迅速な供与に向けた体制を維持、強化する。このため、適正な備蓄、物品の管理、緊急輸送体制の確保・維持を図る。

【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

カ 事業の戦略性強化や制度改善

- 改定された開発協力大綱を踏まえ、必要な制度改善を図る。
- 世界的な複合的危機の中、新しい時代の人間の安全保障の理念に基づき、SDGsの達成に向けて、事業形成や実施を進める。新しい時代の人間の安全保障については、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための取組を継続実施する。
- SDGsについては、2024年9月に開催予定の国連未来サミット等を活用し、ポストSDGsに向け検討を進めていく。
- JICA 国別分析ペーパーの策定又は改定対象国においては、国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、外務省及び相手国関係機関との協議・調整を含め、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。
- JICA グローバル・アジェンダを推進し、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームの構築、インパクトの最大化に向けて取り組む。クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。
- 技術協力については、適切な予算執行管理に留意しつつ、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成・実施を推進する。

- 有償資金協力については、複合的危機を見据えた開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 4 年 6 月追補版）」等の政府方針に掲げられた施策を実施する。
- 無償資金協力については、引き続き、案件発掘・形成及び事業実施促進（支払前資金の最小化に向けた取組を含む）に組織を挙げて取り組む。
- ナレッジマネジメントについては、機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進する。また、他ドナー・国際機関・外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進し、相互学習を推進する。
- 共創と革新の推進については、組織文化の醸成、必要とされる制度を含めて事業横断的に取り組む。

【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーとの連携状況

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

- 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs 達成のための取組、COP、国連未来サミットにおける議論に貢献する。
- G20・パリクラブで合意した「債務支払い猶予イニシアティブ（DSSI）」及び共通枠組み（Common Framework）に適切に対応する。
- 重要課題（人間の安全保障、複合的危機対応、気候変動対策、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP 等）に係る事業での協力等の戦略的实施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。
- 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。
- 2025 大阪・関西万博において、途上国支援プログラム等の実施を通じて、途上国の魅力や日本との繋がりを発信する。

【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数

140 件

ク 環境社会配慮

- 開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。環境社会配慮ガイドラインの一層の運用改善のため、世界銀行の環境社会ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び他機関の対応状況に関する情報を収集する。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された人権基準を尊重する。
ガイドラインの普及とその適切な運用のため、マニュアルや参考資料等の整備・

改訂を進める。環境社会配慮に関する理解促進・能力強化に向け、機構内外の関係者への説明・研修に取り組む。

【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

ケ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗防止に係る、関係者や職員向け研修や啓発活動を実施する。

【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）	120 人
---	-------

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化

- JICA サステナビリティ方針に基づき、2030 年までの組織のカーボン・ニュートラル達成を目指すために、関連項目毎の状況確認と移行計画の策定を順次行い、行動を進めていく。
- 戦略的かつ適切に事業を運営する基盤を強化するため、在外拠点運営や法務機能等の強化を含む組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。
- 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。
- 「独立行政法人国際協力機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、役職員等による障害者差別解消の推進に向けた取組を一層強化する。
- 機構内システムの横断的管理強化のため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO）による支援・統制を強化する。
- 業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールや RPA（Robotic Process Automation：PC 上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）の利用促進を継続する。
- 役職員等の IT リテラシー向上のため組織内研修等の施策を実施する。
- 基盤の強化や業務改善・効率化に資する情報システム基盤（コンピュータ運用、情報通信網、本部 LAN）と共通システム基盤（共通サーバ、共通データベース）の更改に向けた取組を進めるとともに、更改した基盤を安定的に運用する。
- 有償資金協力業務において有償システム環境の更改、海外投融資（融資）システム構築と運用・保守への円滑な移行を通じて、業務運営の効率化を図る。
- 国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用し、オンライン対応の効果的な活用も図りつつ、多様な担い手との連携を強化するとともに、施設の利用

促進を図る。

【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施	12 回
--------------------------------	------

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費

- 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。
- また、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

【指標 11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化	毎事業年度 1.4%以上
--	-----------------

イ 人件費

- 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

- 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。

エ 調達

- 調達・派遣業務手続の抜本的簡素化及び迅速化のための制度改革や DX 促進を通じた事務処理の自動化等を実施し、事業の質の向上に貢献する付加価値業務を実施する。
- 国内外拠点における調達業務能力を一層向上させるため、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施、在外拠点現地職員的能力向上及び地域内連携・協力体制構築の促進、事業の合理化を踏まえた契約手続の一元化に取り組む。
- 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用、競争性の向上、新規参入の拡大等に取り組む。
- 調達もしくは派遣関連制度の策定・改正や、外部審査制度の活用、セミナー開催

等を通じ、公平性、透明性の向上、競争性を伴う適切な調達・契約管理、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組を行う。

- 現地滞在型のコンサルタント等契約制度の導入、共創型の調達制度の構築等、ニーズに即した質の高い協力を可能とする制度の導入を進める。

【指標 11-2】 有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件
【指標 11-3】 契約監視委員会で審議する案件数	30 件

3. 財務内容の改善に関する事項

- 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。
- 機構全体の着実な予算執行のため、報告・統制及び制度を含めたガバナンスの強化を継続する。また、月次の予算執行状況報告や年 2 回の予算モニタリングの機会だけでなく、各部署で個別事業の予算執行状況を確認し予算執行管理を徹底する。
- 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。
- 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、前中期目標期間からの繰越予算も活用して必要な予算を確保し、事業実施に努める。
- 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、2024 年度予算を適切に執行管理するとともに、外的要因により支出年度が 2025 年度に遅れざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予算配分を行う。
- 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策・工事安全に関する事項

- 国際協力事業関係者の安全を確保するため、2016 年 8 月 30 日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、また、2022 年 10 月 6 日に改訂・発表した「安全対策宣言」に基づいて、着実かつ迅速に安全対策を実施する。
- 体系的な安全管理手法に基づき関係者の安全を確保する。具体的には、不断の情報収集とその分析に基づく適切な安全対策、不測事態発生時における適時的確な対応、これらを支えるための能力強化・体制の整備等を行う。
- 関係者が自らの安全を確保するとの高い意識を持って渡航できるよう、研修の改善・実施や教材の開発・普及等を通じ、安全管理に関する意識向上と具体的な行動変容を図る。
- さらにロシアによるウクライナ侵攻やその後の物価高騰等に起因する犯罪の増加・凶悪化の傾向、中東・アフリカでの域内紛争・クーデターや、広域化するテロ勢力の動静、各国で予定されている選挙前後の政情などを考慮した安全対策に取り組む。

【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	3,200 人
--------------------------------	---------

- ・ 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策強化に資する調査・セミナーの実施を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全施工を重点的に調査・助言する。

【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	112 件
-------------------------------	-------

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

ア 内部統制の整備及び運用

- ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、引き続き研修等の実施を通じて、内部統制に係る職員の更なる意識向上を図る。
- ・ 機構の内部統制が着実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。
- ・ 業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

- ・ 機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理委員会等の場での報告及び審議を通じ、当該リスクへの適切な対応を行う。
- ・ 有償資金協力業務の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別・測定・モニタリングを通じた管理を行う。

【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数	2 回
【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	6 回

ウ 内部監査の実施

- ・ 内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- ・ 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。

オ 情報セキュリティへの対応

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定や内閣サイバーセキュリティセンター監査等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策に関する規程等の着実な運用を図る。また、情報セキュリティ対策推進計画を見直

し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。

- 情報の取扱いに注意を要する情報システム等に関する外部委託契約において、上記サイバーセキュリティ対策に関する規程等に基づく情報セキュリティ対策及び「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護対策が機能するよう確保する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

令和 6 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）において、潜在成長率を高める国内投資を拡大するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る経済安全保障の強化支援事業、経済協力に係るグローバルサウスとの連携強化事業等及び経済協力に係る研修施設の整備に活用する。

7. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

一般勘定 630 億円、有償資金協力勘定 4,700 億円

【理由】

一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし

9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の削減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

- 横浜センターでの大規模改修工事のほか複数の国内拠点において施設整備工事を実施する。東京センターでは大規模工事に向けた準備をする。また、国内の施設整備の実施基盤を強化するため、施設整備関連の調達・契約制度の改善、施設整備情報の整備、実施体制の見直し等を実施する。

(2) 組織力強化に向けた人事

- 機構で働く一人ひとりが各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。
- 特に、若手人材が早期に中核人材として活躍できるよう、人事制度の見直しの中で新たに設定した人材像及びそれに基づく評価制度について、着実な運用により定着を促進するほか、自律的なキャリア開発のための公募ポストを拡充する。また、定年延長を含めたシニア層の一層の活躍のための方策に取り組むとともに、組織内の協働体制の強化を図る。さらに、有期雇用職制について、優秀な人材の確保、早期戦力化、適切な雇用・労務管理の徹底に取り組むほか、コロナ禍の経験を踏まえ、職員等の自律的な健康管理能力向上のための支援にも取り組む。加えて、デジタル化の推進に伴い IT 人材の裾野の拡大に向けた取組を進める。

【指標 15-1】女性管理職比率	※注
------------------	----

※注：年度毎の目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第 5 期中期目標期間全体を通じた目標値（2026 年度末時点で 27%）の達成状況を測る。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項）

- 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる（有償資金協力業務を除く）。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

以 上

（別表）予算、収支計画、資金計画

(単位：百万円)

区別		開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携・チェア	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入	運営費交付金収入	108,252	8,691	5,762	27,241	5,463	11,732	167,141
	施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	-	1,831	1,831
	事業収入	307	-	-	-	-	-	307
	受託収入	780	-	-	6	7	-	793
	寄附金収入	-	-	-	108	-	-	108
	その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-	-
	計	109,339	8,691	5,762	27,355	5,470	13,563	170,180
支出	業務経費	108,559	8,691	5,762	27,241	5,463	-	155,716
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	89,580	8,507	5,746	26,705	4,570	-	135,108
	施設整備費	-	-	-	-	-	1,831	1,831
	受託経費	780	-	-	6	7	-	793
	寄附金事業費	-	-	-	108	-	-	108
	一般管理費	-	-	-	-	-	11,732	11,732
	計	109,339	8,691	5,762	27,355	5,470	13,563	170,180

[人件費の見積り] 17,111百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費のうち、2024年度の地域別の予算内訳は以下のとおり。

	東南アジア・ 大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界
2024年度「開発協力の重点課題」 業務経費内訳	26,550	4,443	12,324	7,699	37,169	13,062	7,312

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注3] 運営費交付金収入及び業務経費については、令和6年度補正予算（第1号）により措置された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日）の経済協力に係る経済安全保障の強化支援事業及び経済協力に係るグローバルサウスとの連携強化事業等に係る予算（19,728百万円）が含まれている。

[注4] 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、令和6年度補正予算（第1号）により措置された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日）の経済協力に係る研修施設の整備に係る予算（1,122百万円）が含まれている。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携・チェア	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	109,968	8,750	5,802	27,542	5,502	13,948	171,513
経常費用	109,968	8,750	5,802	27,542	5,502	13,948	171,513
業務経費	109,188	8,750	5,802	27,429	5,495	-	156,665
(うち特別業務費を除いた業務経費)	90,210	8,566	5,786	26,892	4,602	-	136,056
受託経費	780	-	-	6	7	-	793
寄附金事業費	-	-	-	108	-	-	108
一般管理費	-	-	-	-	-	12,666	12,666
減価償却費	-	-	-	-	-	1,282	1,282
財務費用	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-
収益の部	109,968	8,750	5,802	27,542	5,502	13,948	171,513
経常収益	109,968	8,750	5,802	27,542	5,502	13,948	171,513
運営費交付金収益	108,252	8,691	5,762	27,241	5,463	11,588	166,997
事業収入	299	-	-	-	-	-	299
受託収入	780	-	-	6	7	-	793
寄附金収入	-	-	-	108	-	-	108
資産見返負債戻入	-	-	-	-	-	1,282	1,282
賞与引当金見返に係る収益	629	60	40	188	32	197	1,146
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	881	881
財務収益	8	-	-	-	-	-	8
受取利息	8	-	-	-	-	-	8
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
臨時収益	-	-	-	-	-	-	-
純利益 (▲純損失)	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-	-

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携・チェア	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	109,348	8,691	5,762	27,355	5,470	41,671	198,297
業務活動による支出	109,339	8,691	5,762	27,355	5,470	11,588	168,205
業務経費	108,559	8,691	5,762	27,241	5,463	-	155,716
(うち特別業務費を除いた業務経費)	89,580	8,507	5,746	26,705	4,570	-	135,108
受託経費	780	-	-	6	7	-	793
寄附金事業費	-	-	-	108	-	-	108
一般管理費	-	-	-	-	-	11,588	11,588
投資活動による支出	-	-	-	-	-	1,975	1,975
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	-	1,975	1,975
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	9	-	-	-	-	28,108	28,117
資金収入	109,348	8,691	5,762	27,355	5,470	41,671	198,297
業務活動による収入	109,339	8,691	5,762	27,355	5,470	11,732	168,349
運営費交付金による収入	108,252	8,691	5,762	27,241	5,463	11,732	167,141
事業収入	307	-	-	-	-	-	307
受託収入	780	-	-	6	7	-	793
寄附金収入	-	-	-	108	-	-	108
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	9	-	-	-	-	1,831	1,840
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	-	1,831	1,831
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	9	-	-	-	-	-	9
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-	-	28,108	28,108

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。